

## 誓 約 書

下記施設の使用に係る使用料の減免について、奈良県文化会館施設使用料の減免措置に係る取扱要綱第4条第1項〔第1号  
第2号  
第3号〕に掲げる障害者の数等を、下記のとおり満たすことを誓約します。万一これに違反した場合には、使用料の減免の決定を取り消され、減免された使用料の納付を命ぜられても異議ありません。

### 記

1 〔 使用料の減免を受けようとする施設、日時等 〕

2 使用料の減免を受けるため、満たす要件

要綱第4条第1項第1号該当 < \_\_\_\_\_ 人(障害者) / \_\_\_\_\_ 人(総数) >  
( 出演者又は聴衆者等のいずれかの総数のうち、障害者の数が概ね半数以上を占める行事等  
ただし、出演者又は聴衆者等の数には介助者の数は含めない。 )

要綱第4条第1項第2号該当 < \_\_\_\_\_ 人・作品(障害者) / \_\_\_\_\_ 人・作品(総数) >  
( 展示作者又は展示作品のいずれかの総数のうち、展示作者である障害者の数  
又は障害者の展示作品数が概ね半数以上を占める行事等 )

要綱第4条第1項第3号該当 < \_\_\_\_\_ 人(障害者) / \_\_\_\_\_ 人(総数) >  
( 施設使用者の総数のうち、障害者の数が概ね半数以上を占める行事 )

奈良県文化会館館長 殿

年 月 日

(住所) \_\_\_\_\_

(氏名) \_\_\_\_\_ 印